

「サンライフサポート」会員規約

第1章 総則

第1条（規約）

- 「サンライフサポート」会員規約（以下「本会員規約」といいます）は、三洋ホームズコミュニティ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「サンライフサポート」（以下「本サービス」といいます。）を、第2条所定の加入者が利用するにあたって適用されます。
- 当社は、運営上必要と判断した場合、加入者の了承を得ることなく、本会員規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの利用条件は、変更後の規約によります。

第2条（加入者）

- 加入者とは、本会員規約に同意のうえ当社所定の加入申込書による入会申込み手続きを行い会員契約（以下「会員契約」といいます。）を締結した者（法人を除く）をいいます。
- 加入者は、前項の申込み手続きを完了した時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。

第3条（譲渡禁止等）

加入者は、本サービス加入者としての権利を第三者に譲渡したり、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第4条（会員カード）

- 当社は加入者1名につき、会員カードを発行します。
- 本サービスを利用する場合、原則として会員カードの提示が必要となります。
- 会員カードは、加入者本人または加入申込書に記載された同居家族のみが使用できるものとします。

第5条（年会費）

- 加入者は、暮らしサポート（ハウスクリーニング・不用品回収・パソコントラブル解決・電球交換・家具移動サービス等）を利用する場合の年会費は無料であり「年会費無料会員」（以下「無料会員」といいます。）として登録します。
- 加入者は、暮らしサポートに加え、駆け付けサポート・専門相談サポートを利用する場合の年会費は3,780円（税込み）であり、「年会費有料会員」（以下「有料会員」といいます）として登録します。

第6条（有効期限と更新）

- 本サービスの有効期限は、サービスを開始した日から1年間経過した日が属する月の末日迄とします。なお、退会の申し出がない場合は1年間自動更新するものとし、更新後の有効期限は1年間とします。
尚、サービスの開始日は当社で手続きが完了した日とし、別途ご案内するものとします。

第7条（変更の届出）

- 加入者は、住所、連絡先等、当社への届出内容に変更があった場合には、速やかに当社所定の方法で変更の届出をするものとします。
- 「無料会員」が駆け付けサポート・専門相談サポートを利用する場合は、「無料会員」を一旦解約し、「有料会員」への新規登録が必要となります。その場合も第1項に記載の届出をするものとします。
- 前項の届出が無かったことで加入者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第8条（会員カードの紛失）

- 加入者は、会員カードを紛失した場合、速やかに当社所定の方法で当社に届出するものとします。
- 前項届出が無かったことで加入者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第9条（加入資格の取消）

- 加入者の都合により会員を退会するときは、当社あてにその旨の届出を行うものとします。
- 加入者が次の各号いずれかに該当した場合は、加入者としての資格を喪失するものとし、当社は即時にサービスの提供を停止いたします。加入者資格を喪失した者は、会員カードを速やかに当社に返却するものとします。
 - 不正な行為があった場合
 - 当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
 - 退会を申し出た場合
 - その他、当社が加入者として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
 - 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
 - 加入者の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
 - 加入者に本サービスを提供する際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると当社が判断した場合

第10条（個人情報）

- 当社は、本サービスの運営において知り得た加入者等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、次の利用目的に使用します。
 - 加入者より依頼を受けた各種サービスを提供するため。
 - 加入者に対して各種営業情報及び販促品等を提供するため。
 - 第1号における各種サービスの提供後に、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて加入者と接触する必要が生じた場合。
 - 加入者からいただいたご意見、ご要望にお応えするため。
- 次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても加入者等の個人情報を利用し、または第三者に提供することがあります。
 - 加入者が同意している場合。
 - 個人情報保護法及びその他法令などにより必要と判断された場合。
- 当社は、第1項の目的のため、加入者等の個人情報を業務提携先等と共同で利用することがあります。

第11条（免責）

- 当社は本サービスの利用により発生した加入者または第三者に生じた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及び本サービスを利用できなかったことにより加入者または第三者に生じた損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。
- 当社が、次の各号いずれかに該当する場合、その他やむを得ない理由によりサービスの提供をお断りする場合があります。
 - 第9条第2項の各号のいずれかに該当する場合
 - 天災地変等の災害で対象物件への到着が困難であると判断した場合。
 - その他、当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合。

第2章 ハウスクリーニング・不用品回収・パソコントラブル解決・電球交換・家具移動等サービス規約

第12条（内容）

当社は、加入者に対して、ハウスクリーニング・不用品回収・パソコントラブル解決・電球交換・家具移動サービス等を別表に定める料金表のとおり有料にて行います。

第13条（免責）

ハウスクリーニング・不要品回収・パソコントラブル解決・電球交換サービス・家具移動サービスに関して、次のいずれかの事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

- 会員本人または加入申込書に記載された同居家族以外の方からの依頼
- 災害・天災・暴動等に起因する依頼
- 会員証・免許証等の身分証明書が対象物件利用者の名義と一致しない場合
- 会員情報に登録された物件住所とは異なる場合
- 電球交換サービスの場合で、交換を行う電球をご用意いただけない場合
- 家具移動サービスの場合で、高級な家具・骨董品・美術工芸品等の移動
- 法令又は行政指導等によりサービス提供ができない場合
- ハウスクリーニング・不要品回収・パソコントラブル解決・電球交換サービス・家具移動サービスとは異なるトラブルの解決依頼

別表（ハウスクリーニング・不要品回収・パソコントラブル解決・電球交換サービス・家具移動サービス料金表）

	時間帯	区分	会員価格
基本出張料金	昼 8:00~20:00	ハウスクリーニング	¥8,400~
		不要品回収	
		パソコン	
		電球交換 家具の移動	
上記以外		ハウスクリーニング	¥11,550~
		不要品回収	
		パソコン	
		電球交換 家具の移動	
	作業料金		実費
	特殊作業料金		実費
	部品代金		実費

※ハウスクリーニング・不要品回収・パソコントラブル解決・電球交換サービス・家具移動サービスの利用料金の参考価格は表のとおりとしますが、居住地域やご依頼内容により価格が変動する場合があります。個別のサービスのご依頼毎にお見積を提示させていただきます。
※お客様の居住地域により、サービス対応できない場合がございます。

（平成23年4月1日制定）